

指定居宅介護支援重要事項説明書ならびに契約書

1. 事業者

事業者名	特別養護老人ホーム さくらの杜
所在地	宇都宮市逆面町 261-1
電話番号	028-672-0013
管理者	中山 務子

2. 目的

「さくらの杜」の介護支援専門員は介護、又は何らかの援助を必要とする利用者に適正な支援を提供することを目的としています。

3. 運営方針

1. 介護が必要になった方に対し、本人の能力を生かした生活ができるように配慮して行います。

2. 利用者の心身の状態や、その環境に応じて「本人・家族が選ぶ」事を基本に、適切な介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。

3. 在宅支援の提供については、本人・家族の考えや希望、人格を尊重し、提供される在宅サービスが不適切に偏ることのないように、公正中立に行います。

4. 利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。又、当該事業所をケアプランに位置づけた理由について説明を求めることができます。

5. 市町村、地域包括支援センター、サービス提供事業者、介護保険施設、病院などとの連携をとり、より良いサービス提供ができるように努めます。

6. 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

4. 職員体制

管理者	1名
介護支援専門員	3名以上

5. 営業日及び営業時間

営業日	月～金(祝日を除く) ただし、年末年始12/29～1/3は休み
営業時間	午前 8時30分～午後 5時30分 * 緊急の場合は電話により24時間常時連絡が可能な体制とする

6. 指定居宅介護支援の内容、提供方法について

居宅介護支援の内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

指定居宅支援の提供方法

1. 利用者の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望を勘案し、居宅サービス計画書(ケアプラン)やサービス利用票(一ヶ月の計画票)を作成します。
2. 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者との連絡調整を行います。
3. 利用者が介護保健施設への入所を要する場合は、介護保険施設の紹介を行います。
4. その他の居宅サービス計画の達成に必要な事項
 - ①介護支援専門員は、プラン依頼時や介護度の変更時、更新時にはサービス担当者会議を開催し、利用者に合ったプランを作成します。
 - ②介護サービス計画の作成にあたっては、保健福祉総合カルテを用いて、心身の状況や環境状態を把握します。
 - ③介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
 - ④介護支援専門員は、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
 - ⑤介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
 - ⑥介護サービス提供記録について利用者及び家族から求めがあった場合は、閲覧や複写物の交付に応じます。

7. 医療連携について

医療と介護の連携のため、利用者が医療機関へ入院した場合には、利用者もしくはその家族が、当施設の担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関へ伝えるよう依頼するものとします。

8. 利用料金について

要介護又は要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため 自己負担はありません。*詳細については、利用料金を参照

9. 通常の事業の实地地域

宇都宮市

10. 守秘義務

1. 「さくらの杜」及び「さくらの杜」の従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者にもりません。

2. 「さくらの杜」は、利用者及びその家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いません。

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 苦情の受付

○ 苦情担当窓口 相談担当者 中山 務子

○ 受付時間 毎週月曜日～土曜日(祝祭日も含む)
午前8時30分～午後5時30分
(ただし、年末年始は除く)

13. 虐待防止に関する事項

1. 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じるものとする

(1) 虐待を防止するための担当職員の研修の実施

(2) その虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、指定居宅介護支援の提供中に、担当職員または利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを宇都宮市に通報するものとします。

14. 居宅介護支援サービスの解除

1. 利用者が施設入所、病院への入院及び介護保険のサービスの利用がない場合は、六ヶ月を経過した時点で解除となります。

2. 利用者は事業所へ連絡をすることによりいつでも解除・変更する事ができます。

3. 利用者の要介護認定が非該当及び要支援と認定された場合。

4. 利用者が死亡した場合。

5. 利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して、居宅支援サービスを継続しがたいほどの背信行為を行った場合。